

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、古河総合病院が開設する通所リハビリテーション事業所・介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業・指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適切な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事務所の従業員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 通所リハビリテーション事業を行う主たる事業所の名称、所在地、及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 古河総合病院
- 二 所在地 古河市鴻巣1555
- 三 定員 20人

(主たる事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 主たる事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 医師 1名（常勤職員 院長兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名（常勤職員 病院医師兼務）
医師は計画的かつ継続的な医学的な管理に基づいて、居宅介護支援事業者等への情報提供及び利用者又は家族に対する指導、助言等を行う。
- 三 介護職員 3名以上（常勤職員）
介護職員は利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 四 看護師 1名以上（常勤職員）
看護職員は利用者の看護・入浴介助等を行う。

五 機能訓練指導員 1人以上（理学療法士・作業療法士）

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

六 栄養士 1人以上（常勤管理栄養士 一般病棟、療養型病床群兼務）

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

七 運転手 1人以上（非常勤職員）

運転手は、利用者の送迎を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。（ただし、12月31日から1月3日を除く）

二 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。尚、サービス提供時間については、午前9時30分から午後4時までとする。

（サービス提供の留意事項）

第6条 指定通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

一 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に務め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（通所リハビリテーション計画の作成）

第7条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

2 医師等の従業者は、上記の通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

4 通所リハビリテーションの従事者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

(指定通所リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額)

第8条 指定通所リハビリテーションの利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- 一 食事に係わる実費負担分 700円 (利用毎)
- 二 レクリエーション費用として 30円 (利用毎)
- 三 その他、日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 実施する指定通所リハビリテーションは次の通りとする。

- 一 6時間以上8時間に満たない通常規模の指定通所リハビリテーション
- 二 居宅と指定通所リハビリテーション間の送迎
- 三 指定通所リハビリテーションにおける入浴介助(要介護者に限る)

2 指定通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要支援者・要介護者に対する心身の機能の回復のため、医師等の従業者が共同して作成した、リハビリテーション計画に基づき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練等を行う。

(1) 目的

- ① ADLの低下防止
- ② QOLの維持・向上
- ③ ねたきり防止
- ④ 社会性の維持・向上
- ⑤ 精神状態の改善
- ⑥ その他、利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ① 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練
- ② 日常生活動作に関する訓練
- ③ 自助具適用・使用訓練
- ④ 運動療法
- ⑤ 物理療法
- ⑥ 歩行訓練、基本的動作訓練

(通常の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、(茨城県)古河市(旧古河地域)(埼玉県)加須市(旧北川辺町地区)の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用に当たって、体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

第12条 指定通所リハビリテーションの提供に当たるものは、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第13条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、指定通所介護(指定予防通所事業)の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる物とする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行なうものとする。
- 3 事業所は、提供した予防通所介護事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者またはその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると共に、市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行なうものとする。
- 4 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の権利の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (その他運営に関する重要事項)

第16条 当事業所は、従事者の質的向上を図るための研修を行うものとする。

- 一 採用時研修を、採用2ヶ月以内に行う。
- 二 採用後研修を、年1回以上実施する。

2 秘密の保持

- 一 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 二 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 三 個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施する。(名札、作品展示等)

3 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。

4 正当な理由なく、通所リハビリテーションの提供を拒まないものとする。また、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡をする、又は適当な事業者を紹介することとする。

5 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。

6 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して通所リハビリテーションサービスを提供する。

7 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

8 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人 徳洲会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(事故発生時について)

第17条 事業所は、サービスの提供にあたって事故発生時には、適切な対応を行うとともに関係機関への届出をすることとする。

(損害賠償)

第 18 条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償することとする。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではない。

- 附 則 この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する
- 附 則 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する
- 附 則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する
- 附 則 この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する
- 附 則 この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する
- 附 則 この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する
- 附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する
- 附 則 この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する
- 附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する
- 附 則 この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する
- 附 則 この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する
- 附 則 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する